

1.保険料一覧

保険期間	基本			特約 ^{(*)1}	
	昼間部	夜間部	通信教育	通学中等傷害危険担保特約	接触感染予防 保険金 支払特約
				昼間部・夜間部	通信教育
1年間	650円	100円	100円	350円	20円
2年間	1,200円	200円		550円	40円
3年間	1,800円	300円		800円	50円
4年間	2,300円	400円		1,000円	70円
5年間	2,800円	500円		1,250円	80円
6年間	3,300円	—		1,400円	100円

※年度途中に加入する場合も保険料は1年単位となります。

※通学中等傷害危険担保特約において夜間部に6年間の設定はありません。

※通信教育は6年間扱いとなります。

2.保険金の種類と金額

(1) 死亡保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	2,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円

(2) 後遺障害保険金^{(*)2}（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120万円～3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 60万円～1,500万円

(3) 医療保険金（医師の治療を受けた場合）および入院加算金

事故発生時の活動の種別		治療日数 ^{(*)3}	医療保険金
(治療日数1日 から対象 正課中・学校行 事中)	(対象外)	(対象外)	1日～3日 3,000円
(治療日数4日 以上が対象 課外活動（クラブ活 動）を行っている間 以外で学校施設内に いる間・通学特約加 入者の通学中・学校 施設等相互間の移動 中)	(治療日数4日 以上が対象 課外活動（クラ ブ活動）を行って いる間)	(治療日数14日 以上が対象 学校施設内外を問わ ず、課外活動（クラ ブ活動）を行って いる間)	4日～6日 6,000円 7日～13日 15,000円 14日～29日 30,000円 30日～59日 50,000円 60日～89日 80,000円 90日～119日 110,000円 120日～149日 140,000円 150日～179日 170,000円 180日～269日 200,000円 270日～ 300,000円

(*)3 実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるものではないことにご注意ください。

注意事項

- 上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
- 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

(4) 接触感染予防保険金^{(*)4}

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円（定額払）

(*)4 臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、かつ、その原因となる事故の発生日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合が対象です。

3.加入手続き

学校^{(*)5}によって特約の取扱状況や加入に伴う手続きが異なります。学校の案内に従ってください。

(*)5 学校教育法に定める大学等のうち、(公財)日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校

4.保険金をお支払いしない主な場合

・以下的事由により生じた傷害（ケガ）

保険契約者・被保険者（保険の対象となる方）・保険金受取人の故意または重大な過失、被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等の運転中に生じた事故、脳疾患・疾病・心神喪失、妊娠・出産・早産または流産、外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）、地震・噴火またはこれらによる津波（被保険者がこれらの自然現象の観測活動に従事している間を除きます。）、戦争・内乱・暴動、核燃料物質の有害な特性などによる事故（被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、またはこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、放射線照射・放射能汚染（被保険者が放射線または放射能の発生装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないものの、学校施設外の課外活動として行う山岳登攀（ピッケル等の登山用具を使用するもの）、リュージュ・ボブスレー・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故、学校施設外の課外活動として行う自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行、被保険者に対する刑の執行 等

なお、飲酒による急性アルコール中毒症や時間の経過により重大化した傷害など「急激かつ偶然な外来」の条件を充足しない事故も対象となりません。

5.その他

・告知義務

告知義務については4ページをご確認ください。

・通知義務

加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく本学担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へご通知ください。

- ・昼間部、夜間部または通信部の区分を変更した場合
- ・退学した場合（除籍、死亡を含みます。）
- ・保険期間中に通算して1年以上休学した場合

・事故が発生したときのご注意

この保険で対象となる事故が生じた場合には、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故の日時、場所、状況、傷害の程度を本学の窓口に申し出た上で、窓口備付けの事故通知はがきまたはFAX、あるいはパソコンや携帯端末を使用した事故通知システムにより、東京海上日動火災保険株の学校保険コーナーへご通知ください。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

・この「ごあんない」は学生教育研究災害傷害保険の内容についてご紹介したものです。加入に当たっては、必ず4ページの「重要事項説明書」をよくお読みください。保険契約の詳細は、(公財)日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明の点については、本学担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）までお問い合わせください。なお、加入後は「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。

・学生教育研究災害傷害保険は、(公財)日本国際教育支援協会と以下の保険会社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については同協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保 損保ジャパン 東京海上日動（幹事保険会社） 三井住友海上

・この保険は(公財)日本国際教育支援協会を保険契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者（保険の対象となる方）とする学生教育研究災害傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

・契約者

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 学生保険課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL : 03-5454-5275 URL : <http://www.jees.or.jp/>

・死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

・引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は保険業法の規定に基づき「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は一定割合まで同機関による補償が得られます。同機関の補償割合は以下のとおりです。

- ・保険期間が1年以内の場合 原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）
- ・保険期間が1年超の場合 原則として90%（保険期間が5年超で引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は90%を下まわります。）

・個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である(公財)日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、(一社)日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動火災保険株と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株のホームページをご参照ください。

個人情報は、所属校が作成した加入者名簿を(公財)日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険株へ提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください（これに同意しない場合は、この保険には加入できません。）。

詳細は、上記協会HP掲載の「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。

日本国際教育支援協会 学研災

検索